

第一回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和2年2月21日（金曜日）16時
場所：山陽小野田市役所 2階 庁議室

<次第>

1 開会

2 議事

(1) 市の現在までの対応状況等について

- ・市内で行われるイベント等の調査について
- ・消毒液、マスクの在庫及び発注状況の調査について

(2) 今後の対応等について

(3) その他

3 閉会

山陽小野田市危機管理対策本部設置要綱

平成21年 5月26日制定

平成21年 6月11日改正

平成22年 4月 1日改正

令和 2年 1月29日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活の安定並びに市民の生命及び財産に重大な被害を及ぼすおそれのある緊急事態に対し、部局横断的に的確かつ迅速に対処するため、山陽小野田市危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置)

第2条 前条に規定する緊急事態（以下「当該危機」という。）に対し、被害拡大の広範性等にかんがみ、部局横断的に対処するため必要があると認めるときは、市長は対策本部を設置することができる。

(対策本部の組織等)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、対策本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(対策本部の所掌事務)

第6条 対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該危機に対する初動対策及び応急対策に関すること
- (2) 当該危機に関する情報の収集、分析及び伝達に関すること
- (3) 当該危機の対策に係る関係機関との連絡調整に関すること

(4) その他当該危機への対応に関する必要な事項に関すること

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(適用除外)

第8条 山陽小野田市地域防災計画に定める災害については、同計画に定めるところにより対処するものとする。

(対策本部の廃止)

第9条 市長は、当該危機が終息したと認めたとき、又は応急対策が概ね完了したと認めたときは、対策本部を廃止するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月29日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員	総務部長
	企画部長
	地域振興部長
	市民部長
	福祉部長
	経済部長
	建設部長
	山陽総合事務所長
	教育長、教育部長
	病院局長、病院局次長
	水道局長、水道局副局長
	市議会事務局長
	小野田消防署長

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

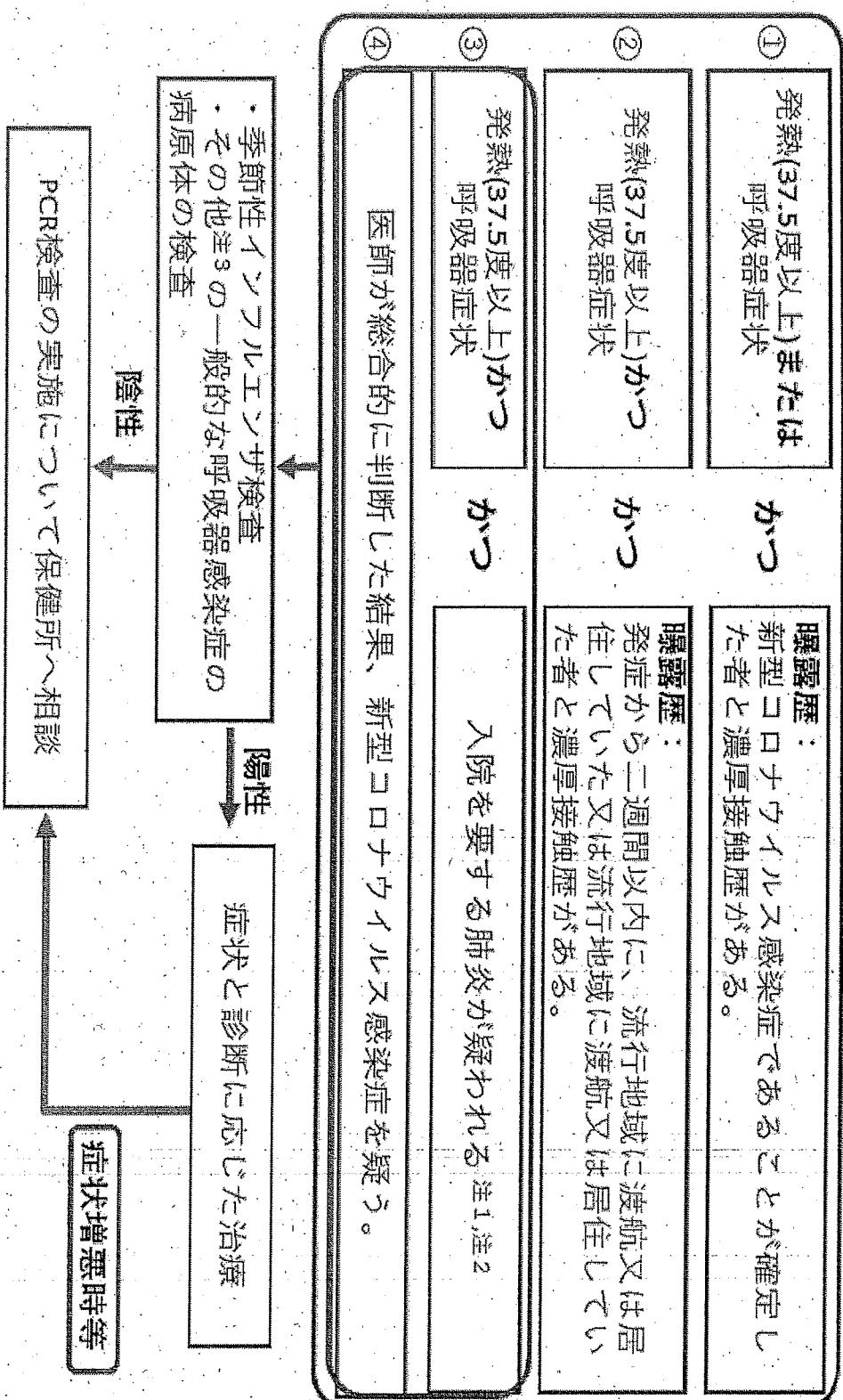
※令和2年2月18日 17時時点

	中 国※3	香港	マカオ	日本※1	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム
患者数	72436	60	10	66	30	22	77	1	35	16
死者数	1868	1	0	1	0	1	0	0	0	0
	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド
患者数	22	5	15	8	12	16	1	1	9	1
死者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	フィリピン	インド	イタリア	英國	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	エジプト	その他*
患者数	3	3	3	9	2	1	2	1	1	542
死者数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
										合計
										73420

*1 うち13例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となつた者）において、クルーズ船の乗員乗客、検疫官のうち、542例が陽性と確認された件

*2 我が国では、1月15日以降、現在までに有症状47例・無症状12例が確認された。国内での感染が否定できない例として、A-6（国内6例目）は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、A-8（国内8例目）は当該バスのガイドとして業務に従事。A-12（国内13例目）の方もA-6（国内6例目）の方の運転手の方の運転するバスにガードとして乗車。A-16（国内21例目）については、勤務先で中国からの観光客（1日300人程度）を接客しており、本人は、湖北省から来日したと思われたと話している。A-17（国内26例目）はダイヤモンドプリンセス号の検疫業務に従事していた検疫官。このほかの発生状況の詳細については調査中。

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について



注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

注3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。

※赤枠は新規変更点

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- (妊婦の方へ)
妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
- (お子様をお持ちの方へ)
小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。
- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫（ひまつ）感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html



5

一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

令和2年2月17日改訂版

新型コロナウイルスに関する相談について

相談窓口

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、県民の方の不安を解消するため、電話相談窓口を設置しています。

保健所	岩国健康福祉センター	0827-29-1523
	柳井健康福祉センター	0820-22-3631
	周南健康福祉センター	0834-33-6423
	山口健康福祉センター	083-934-2533
	山口健康福祉センター防府支所	0835-22-3740
	宇部健康福祉センター	0836-31-3203
	長門健康福祉センター	0837-22-2811
	萩健康福祉センター	0838-25-2667
	下関市立下関保健所 ※	083-250-7778
県健康増進課		083-933-3502

【受付時間】 9:00～17:00 (多言語対応可能)

※土日・祝日は、県健康増進課、下関市民の方は、下関市立下関保健所で対応します。



帰国者・接触者の方からの電話相談について

新型コロナウイルス感染症が疑われて、症状がある場合は、受診する前に必ず、上記、最寄りの保健所に電話してください。

緊急を要する場合は、受付時間外でも、ご相談に応じます。また、必要に応じて、医療機関を紹介いたします。

《新型コロナウイルス感染症が疑われる主な要件》

- 発熱（37.5度以上）または呼吸器症状（せき、たんなど）があって、新型コロナウイルス感染症であることが確定した人と接触歴がある方
- 発熱と呼吸器症状があって、発症前14日以内に湖北省や浙江省に渡航または居住していた方
- 発熱と呼吸器症状があって、発症前14日以内に湖北省や浙江省に渡航または居住していた方と接触がある方



新型コロナウイルス感染症についての最新情報は、厚生労働省HPをご覧ください。

新型コロナ 厚生労働省



第2回山陽小野田市新型コロナウイルス対策連絡会議及びその後の対応報告

1. 第2回山陽小野田市新型コロナウイルス対策連絡会議

開催日時 令和2年2月18日 午後3時15分から午後4時15分
 場 所 市役所3階大会議室
 参加者 裏面参照（代理出席含む）
 1回目開催時より公営競技事務所が加わる
 内 容 (1) 新型コロナウイルス感染症への対応について
 (2) 各課における対応について
 →各課から現状及び課題についての報告を受ける

*各課の現状等情報共有を行う中で把握できた共通の課題

○消毒液の確保（統一的な取り扱いが必要）

総務課 : 48本

教育委員会 : 48本 発注をかけているが、納入時期未定
 手持ちの消毒液がない課が数課あり

(庁内窓口は、社会福祉課が備蓄している消毒液で対応中)

○イベントの扱い(現時点では変更しているイベントはないが今後について)

○マスクの確保（特に現場対応職員業務用）

2. その後の対応状況

市長・副市長に連絡会議の報告を行うとともに、以下の対応を実施

- 消毒液・マスクなどの備蓄状況の集約（総務課）
- イベント情報の集約（健康増進課）
- イベントに関する近隣の状況把握（健康増進課）

山陽小野田市新型コロナウイルス対策連絡会議メンバー

福祉部長（会長）
総務部総務課長
総務部総務課危機管理室長
企画部企画政策課長
企画部財政課長
地域振興部シティセールス課長
地域振興部文化振興課長
地域振興部スポーツ振興課長
市民部市民課長
市民部市民生活課長
市民部環境課長
福祉部高齢福祉課長
福祉部障害福祉課長
福祉部社会福祉課長
福祉部子育て支援課長
福祉部健康増進課長
経済部公営競技事務所副所長
建設部土木課長
建設部下水道課長
建設部建築住宅課長
山陽総合事務所地域活性化室長
教育委員会事務局教育総務課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局社会教育課長
宇部・山陽小野田消防組合小野田消防署副署長
病院局事務部総務課長
病院局事務部医事課長
水道局業務課長

各部局における新型コロナウイルスの対応について

(R2.2.18現在)

部 局	第1回会議(1/30)以降の情報提供、対応等	追加説明等
総務部	・県市町課からの情報を健康増進課に転送	・消毒液を48本発注しているが、今現在で未入荷。庁内の在庫で窓口設置等を対応している。
企画部	・新型コロナウイルスの情報提供を装ったセメールが確認されているので注意すること。	・予算的なもので不足があれば早めに相談を。
地域振興部	・2月15日号広報紙で注意喚起記事を掲載 ・市内旅行業者では、旅行商品提供元からの特段の指示なし(1月30日現在)	・3月にウォーキングイベントを予定しているが要検討。
市民部		・感染者が出た場合、消毒は市で行うのか?また、その経費は? ・窓口職員のマスクの確保は?
福祉部	・各福祉会館にQAを周知した ・社会福祉法人4、地域密着型事業所27、養護老人ホーム2へQA等を周知 ・保育所に対策等の文書をメール	・避難所用の消毒液10数本を危機管理室に供出した。 ・スマイルキッズの消毒を強化している。 ・公立保育園の消毒液は確保できている。 ・急患診療所のマスク、消毒液は確保できている。
経済部	・市内事業所47社に企業内対策等のメールを送付	・場内にポスターを掲示し、モニターでも写す。土曜日から本場開催。
建設部		・県から浄化センターの業務継続計画を作成するように指示あり。 ・市営住宅に特段の周知はしていないが、問い合わせもない。
山陽総合事務所		・消毒液を配置。
教育委員会	・児童生徒の中国渡航者の調査をし、小学生1名が武漢でない中国に渡航しており、県に報告し ・公民館、図書館、歴民に相談窓口のリーフレット配布	・学校用の追加の消毒液48本を発注したが未入荷。 ・公民館への消毒液の配置ができない。
消防局		・国からの通知があり、救急患者の搬送手順書を作成済み。 ・防護衣等のストックを確認し、準備を整えている。
病院局		・相談があった場合は保健所につないでおり、ホームページでも周知をしている。
水道局		・本局と浄水場に消毒液を配置。
市議会事務局		

※各課からの情報は、ネットフォルダの健康増進課の中に入れてあります。

イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

令和2年2月20日

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力ををお願いいたします。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳工チケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力ををお願いします。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多いところはできれば避けていただきなど、感染予防に御注意いただくよう、お願いいたします。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。